

原動機用蓄電池の技術的要件（UN R100 の REESS 要件）について

電力により作動する原動機を有する自動車に備える原動機用蓄電池（駆動に係る電力を供給するための電氣的に接続された電力貯蔵体及びその集合体をいい、作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V（実効値）を超え 1,000V（実効値）以下のものに限る。）は、**原動機用蓄電池の技術的要件（UN R100 の充電式エネルギー貯蔵システム（REESS）の要件）に適合していなければなりません。**

例えば、UN R100 の 02 シリーズが適用される自動車の場合には、初めての検査の際、次の要件に適合していることが判断できる資料の提出が必要となります。

02 シリーズの要件	項目/附則	適用メモ	(例)基準適合性担保方法				
振動 Vibration	6.2. / Annex 8A		①	②	③	—	⑤
熱衝撃及び熱サイクル Thermal shock and cycling	6.3. / Annex 8B		①	②	③	—	⑤
衝撃 Mechanical shock	6.4.1. / Annex 8C		①	②	③	—	—
圧壊 Mechanical integrity	6.4.2. / Annex 8D	M ₁ カテゴリ及び N ₁ カテゴリ の自動車の REESS に限る。	①	②	—	④	—
耐火性 Fire resistance	6.5. / Annex 8E	可燃性電解液が入った REESS に限る。	①	②	—	—	—
外部短絡保護 External short circuit protection	6.6. / Annex 8F		①	②	—	—	⑤
過充電保護 Overcharge protection	6.7. / Annex 8G		①	②	—	—	⑤
過放電保護 Over-discharge protection	6.8. / Annex 8H		①	②	—	—	—
過昇温保護 Over-temperature protection	6.9. / Annex 8I		①	②	—	—	—
排出ガス Emission	6.10. / Annex 7	リチウムイオン蓄電池には 適用しない。	①	②	③	—	—

- ① 協定規則に基づく認定証、協定規則に基づくⒺマークを撮影した写真、当該原動機用蓄電池の試験成績書（試験実施機関は、原動機用蓄電池の試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる機関であれば、制限はありません。）
- ② 指定自動車等と同一の原動機用蓄電池を用いており、かつ、当該指定自動車等と受検車両を比較したときに試験条件等が同一又は有利側と判断できる書面
- ③ 自動車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられている原動機用蓄電池であることが判断できる書面
- ④ 原動機用蓄電池バックが、最前端部から車両前部までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上、最後端部から車両後部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上の位置にあると判断できる書面
- ⑤ 国際連合危険物輸送勧告（United Nations Recommendations on the Transport of Dangerous Goods（TDG））の試験基準に適合している原動機用蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）であることが判断できる書面